議案第41号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年9月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

（提案理由）

認定子ども園利用者負担額等を条例で定める必要が生じたこと、これまで規則に定めていた保育料を条例で定めることとしたことから、認定子ども園と保育園の利用者負担について一体的に条例を整備する。併せて、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴う改正も含めて本条例を提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条に規定する特定教育・保育施設（町が設置する幼稚園を除く。以下同じ。）及び特定地域型保育事業の利用に関し、支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）が負担する費用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（利用者負担額）

第３条　法第27条第３項第２号、第28条第２項各号、第29条第３項第２号及び第30条第２項第１号から第３号まで、並びに附則第６条第４項及び第９条第１項各号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者等の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、別表第１のとおりとする。

２　入所日又は退所日が月の途中である場合の当該月の利用者負担額は、日割計算により算定した額とし、別表第２のとおりとする。

（保育料の徴収）

第４条　町長は、保育所において保育を受けた子どもの支給認定保護者等から前条に定める利用者負担額を保育料として徴収する。

２　前項の規定により徴収する毎月分の利用者負担額の納期は、毎月10日（10日が土日祝祭日に当たる場合は翌日とする。以下同じ。）とする。ただし、同日以後に入園・入所した場合、その他町長が認めた場合においては、別に町長が定める日までにその分を納めなければならない。

３　認定こども園、市町村以外の者が設置する幼稚園及び特定地域型保育施設の事業者は、法第65条の規定により町が費用を支弁する子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行ったときは、教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者等から前条に定める利用者負担額を上限とし、保育料として納期を定め受け取るものとする。

（主食費）

第５条　町長は、保育所において主食の提供を受ける３歳以上の子ども（当該年度の初日の前日において３歳以上である子どもをいう。）の支給認定保護者等から主食費として月額500円を徴収する。

２　前項の規定により徴収する毎月分の主食費の納期は、毎月10日とする。ただし、同日以後に入園・入所した場合、その他町長が認めた場合においては、別に町長が定める日までにその分を納めなければならない。

（地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金）

第６条　町長は、法第59条の規定により実施する事業のうち町が設置する保育所で行う一時預かり事業及び延長保育事業については、利用者負担金を徴収する。

２　前項の利用者負担金の額は、別表第３及び別表第４のとおりとする。

３　町が設置する保育所を除く特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の事業者が第１項で定める事業を行った場合は、当該事業者が定める利用者負担金を、納期を定め受け取るものとする。

（利用者負担額の通知）

第７条　町長は、第３条の利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該支

給認定保護者等及び当該支給認定保護者等が利用する認定こども園、市町村以外の者が設置する幼稚園及び特定地域型保育施設の事業者に通知しなければならない。

（利用者負担額等の減免）

第８条　町長は、災害等を受けたときなど、特別な理由があると認めるときは、第３条の利用者負担額及び第５条の主食費並びに第６条の利用者負担金（以下「利用者負担額等」という。）を減額し、又は免除することができる。

（督促手数料及び延滞金）

第９条　町長が徴収する利用者負担額等を納付期限までに納入しない者があるときは、南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和47年南風原村条例第36号）の例により徴収する。

（滞納処分）

第10条　町長は、前条の規定により督促を受けた者が、指定した期限までに納付すべき利用者負担額等を納付しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第８項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分をすることができる。

（既納の利用者負担額等）

第11条　町長が徴収した既納の利用者負担額等は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、別で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年４月１日より適用する。

別表第１（第３条関係）

第１表　利用者負担額（教育標準時間認定（１号認定子ども））

<table>
<tr><td colspan="4">各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯区分</td><td rowspan="2">利用者負担額
（月額・円）</td></tr>
<tr><td>階層区分</td><td colspan="3">定　　義</td></tr>
<tr><td>第１</td><td colspan="3">生活保護世帯等</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第２の１</td><td rowspan="2">第１階層を除き市町村民税非課税世帯</td><td colspan="2">ひとり親世帯等</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第２の２</td><td colspan="2">ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>第３の１</td><td rowspan="4">第１階層を除き市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">77,101円未満</td><td>ひとり親世帯等</td><td>6,200</td></tr>
<tr><td>第３の２</td><td>ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>11,600</td></tr>
<tr><td>第４</td><td colspan="2">77,101円以上211,200円以下</td><td>16,500</td></tr>
<tr><td>第５</td><td colspan="2">211,201円以上</td><td>19,500</td></tr>
</table>

第２表　利用者負担額（保育認定（２号・３号認定子ども））

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯区分	保育標準時間認定 利用者負担額 （月額・円）	保育短時間認定 利用者負担額 （月額・円）

<table>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="3">定　　義</th><th>３歳未満児</th><th>３歳以上児</th><th>３歳未満児</th><th>３歳以上児</th></tr>
<tr><td>第１</td><td colspan="3">生活保護世帯等</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第２の１</td><td colspan="2" rowspan="2">第１階層を除き市町村民税非課税世帯</td><td>ひとり親世帯等</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第２の２</td><td>ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>9,000</td><td>6,000</td><td>8,800</td><td>5,800</td></tr>
<tr><td>第３の１</td><td rowspan="6">第１階層を除き市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">48,600円未満</td><td>ひとり親世帯等</td><td>9,250</td><td>7,750</td><td>9,150</td><td>7,650</td></tr>
<tr><td>第３の２</td><td>ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>18,500</td><td>15,500</td><td>18,100</td><td>15,200</td></tr>
<tr><td>第４の１</td><td rowspan="2">48,600円以上77,101円未満</td><td>ひとり親世帯等</td><td>15,000</td><td>13,500</td><td>14,800</td><td>13,300</td></tr>
<tr><td>第４の２</td><td>ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>27,000</td><td>24,000</td><td>26,500</td><td>23,500</td></tr>
<tr><td>第４の３</td><td colspan="2">77,101円以上97,000円未満</td><td>27,000</td><td>24,000</td><td>26,500</td><td>23,500</td></tr>
<tr><td>第５</td><td colspan="2">97,000円以上169,000円未満</td><td>37,000</td><td>29,000</td><td>36,300</td><td>28,500</td></tr>
<tr><td>第６</td><td colspan="2">169,000円以上301,000円未満</td><td>42,500</td><td>31,000</td><td>41,700</td><td>30,400</td></tr>
<tr><td>第７</td><td colspan="2">301,000円以上397,000円未満</td><td>46,000</td><td>33,000</td><td>45,200</td><td>32,400</td></tr>
<tr><td>第８</td><td colspan="2">397,000円以上</td><td>49,500</td><td>35,000</td><td>48,600</td><td>34,400</td></tr>
</table>

備考

1　この表において「１号認定子ども」とは、法第19条第１項第１号の支給要件を満たしていると町長が認定した子どもをいう。

2　この表において「２号認定子ども」とは、法第19条第１項第２号の支給要件を満たしていると町長が認定した子どもをいう。

3　この表において「３号認定子ども」とは、法第19条第１項第３号の支給要件を満たしていると町長が認定した子どもをいう。

4　この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定による１月当たり平均275時間まで（１日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による１月当たり平均200時間まで（１日当たり８時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

5　この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国

した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。

6　この表において「ひとり親世帯等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第４条第４項及び規則第22条に規定する要保護者等をいう。

7　この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第２号に関する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の７、第314条の８、附則第５条の４第６項及び附則第５条の４の２第６項の規定は適用しないものとする。

8　この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。

9　同一世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は同法第76条第１項に規定する特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子ども（以下「３年生までの子ども」という。）がいる場合における特定教育・保育（教育に限る。）を受けている１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の各号に定めるところによる。

（1）　３年生までの子ども及び小学校就学前子どものうち最年長の子ども（同年齢の児童が２人以上いる場合は、そのうちの１人とする。）　第１表に定める額

（2）　前号に掲げる子どもから順に２人目の子ども（同年齢の児童が２人以上いる場合は、そのうちの１人とする。）　第１表に定める額に２分の１を乗じて得た額

（3）　前２号以外の子ども　０円

10　同一世帯の２人以上の小学校就学前子どもが同時に次の（ア）から（オ）のいずれかに該当する場合における特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育を受けている２号・３号認定子どもに係る利用者負担額は、次の１号から３号に定めるところによる。

（ア）　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用していること。

（イ）　学校教育法第１条に規定する幼稚園に入園していること。

（ウ）　学校教育法第76条第２項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。

（エ）　児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援又は同条第３項に規定する医療型児童発達支援を利用していること。

（オ）　児童福祉法第43条の２に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所していること。

（1）　支給認定子ども（法第20条第４項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）のうち最年長の子ども（同年齢の児童が２人以上いる場合は、そのうちの１人とする。）　第２表に定める額

（2）　前号に掲げる子どもから順に２人目の子ども（同年齢の児童が２人以上いる場合は、そのうちの１人とする。）　第２表に定める額に２分の１を乗じて得た額

（3）　前２号以外の子ども　０円

11　備考９及び備考10の規定にかかわらず、市町村民税所得割額が77,101円未満（保育認定にあっては、57,700円未満）であるときは、特定被監護者等（令第14条の２第１項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が２人以上いる場合における特定教育・保育又は特定地域型保育を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、次の各号に定めるところによる。

（1）　特定被監護者等の範囲のうち最年長者（同年齢の特定被監護者等が２人以上いる場

合は、そのうちの１人とする。）　別表第１に定める額

（２）　前号に該当する者以外の特定被監護者等の子から順に２人目　別表第１に定める額に２分の１を乗じて得た額

（３）　前２号に該当する者以外の子ども　０円

12　備考９から備考11までの規定にかかわらず、ひとり親世帯等に該当する世帯で、市町村民税所得割額が77,101円未満であるときは、特定被監護者等が２人以上いる場合における特定教育・保育又は特定地域型保育を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、次の各号に定めるところによる。

（１）　特定被監護者等のうち最年長者（同年齢の特定被監護者等が２人以上いる場合は、そのうちの１人とする。）　別表第１に定める額

（２）　前号に該当する者以外の子ども　０円

13　４月から８月分の利用者負担額は前年度の市町村民税所得割額により算定、９月から翌年３月分の利用者負担額は当年度の市町村民税所得割額により算定する。

別表第２（第３条関係）

区　分		利用者負担額
１号認定子ども	月途中で入園（所）した利用者の入園（所）した月の利用者負担額	月途中で入園（所）した支給認定保護者等の属する世帯の階層区分により定まる利用者負担額×その月の月途中入園（所）日からの開園（所）日数（20日を超える場合は20日）÷20日
	月途中で退園（所）した利用者の退園（所）した月の利用者負担額	月途中で退園（所）した支給認定保護者等の属する世帯の階層区分により定まる利用者負担額×その月の月途中退園（所）日の前日までの開園（所）日数（20日を超える場合は20日）÷20日
２号・３号認定子ども	月途中で入園（所）した利用者の入園（所）した月の利用者負担額	月途中で入所した支給認定保護者等の属する世帯の階層区分により定まる利用者負担額×その月の月途中入園（所）日からの開園（所）日数（25日を超える場合は25日）÷25日
	月途中で退園（所）した利用者の退園（所）した月の利用者負担額	月途中で退園（所）した支給認定保護者等の属する世帯の階層区分により定まる利用者負担額×その月の月途中退園（所）日の前日までの開園（所）日数（25日を超える場合は25日）÷25日

注

１　階層区分により定まる利用者負担額は、備考９から備考12までを適用した後の額とする。

２　10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

３　開園（所）日数の算出にあたっては、開園（所）の有無にかかわらず、休日及び日曜日を除くものとする。

別表第３（第６条関係）（保育認定（２号・３号認定子ども））

事　業　名	利用者負担金（円）

		町内在住児	町外在住児
一時預かり事業	1日	1,500	2,200
	午前	800	1,200
	午後	700	1,000

別表第4（第6条関係）（保育認定（2号・3号認定子ども））

事業名	利用者負担金（円）		
延長保育事業	利用時間	日　額	月　額
	1時間	300	3,000
	2時間	600	6,000
	3時間	900	9,000